

山口県農山漁村振興交付金事業補助金(農山漁村発イノベーション対策)交付要綱

制 定：令和4年6月22日付け令4ぶちうま推進第125号

一部改正：令和5年7月14日付け令5ぶちうま推進第203号

一部改正：令和6年7月26日付け令6ぶちうま推進第164号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県農山漁村振興交付金事業補助金(農山漁村発イノベーション対策)(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第3の(1)農山漁村発イノベーション対策のうち、交付等要綱別表1の区分の欄に掲げるア農山漁村発イノベーション推進事業の(イ)農山漁村発イノベーション創出支援型のa農山漁村発イノベーション推進支援事業、及びイ農山漁村発イノベーション整備事業の(ア)産業支援型を対象とし、交付等要綱及び農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号。以下「実施要領」という。)に基づいて、1次産業の担い手である農林漁業者又はこれらの者の組織する団体(以下「農林漁業者等」という。)が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、農林水産物の価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組を支援することで、政策目的である農林漁業の成長産業化の達成に資するものとする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 交付等要綱に基づき事業実施主体が行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費(以下「補助対象経費」という。)の区分及び補助率は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記様式第1号によらなければならない。

2 前項の申請書は正副2通とする。

3 規則第3条第1項の規定による知事が定める期日は、別途通知する。

4 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に

規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 5 補助対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、規則第5条の規定による交付決定の通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第2号により、知事に提出するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付を申請した者は、規則第5条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することにより、規則第6条の規定による申請の取下げをすることができる。

（契約等）

第6条 規則第5条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 事業実施主体は、前項の契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第7条 事業実施主体は、規則第5条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請）

第8条 事業実施主体は、規則第8条第1項の規定による補助事業の内容若しくは補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更する場合（ただし、第3項に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。）の申請書は、別記様式第4号によらなければならない。

- 2 前項の申請書は、正副2通とする。
- 3 規則第8条第1項ただし書の知事が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

（補助事業の中止又は廃止に係る承認の申請）

第9条 規則第8条第1項の規定により補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合の申請書は、別記様式第4号によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

(状況報告)

第10条 事業実施主体は、補助事業に係る補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在における遂行状況報告書を別記様式第5号により作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の遂行状況報告書は、正副2通とする。

(実績報告)

第11条 規則第11条の規定による実績報告書は、別記様式第6号によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

3 第1項の実績報告書は、事業を完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

4 第4条第4項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体であって、第1項の実績報告書を提出する時点で第4条第4項のただし書に該当した補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

5 第4条第4項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体であって、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、その状況等について、規則第12条により補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、別記様式第7号により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第12条による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第8号によらなければならない。

(財産の管理等)

第13条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図られなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号及び第5号の大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

2 事業実施主体は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 前項の規定に関わらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第4条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

4 第2項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付することを条件とすることがある。

(収益納付)

第15条 事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに、補助事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、別記様式第9号の収益報告書により、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後)2月以内に、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、当該収益の一部又は全部を国に納付させることができる。

3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された補助金額をそれまでに補助対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された補助金の総額から、補助金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

(補助金の経理及び帳簿類の保管)

第16条 事業実施主体は、補助事業について、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 第1項から第3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録に

ることができる。

(電子情報システムによる申請等)

第17条 事業実施主体は、第4条第1項の規定による交付の申請、第4条第5項の規定による交付決定前着手届、第5条の規定による申請の取下げ、第8条第1項の規定による計画変更、第9条第1項の規定による中止又は廃止の申請、第10条第1項の規定による状況報告、第11条第1項の規定による実績報告、第11条第5項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第12条第1項の規定による概算払請求（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、電子メール、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子情報システム」という。）により行うことができる。ただし、電子情報システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 知事は、前項の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示、命令については、交付事業者が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、電子情報システムを使用する方法によることができる。

3 事業実施主体が第1項の規定により電子情報システムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定める当該電子情報システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年(2022年)6月22日から施行し、令和4年度に実施する事業から適用する。

(山口県食料産業・6次産業化補助金(6次産業化の推進)交付要綱の廃止及び経過措置)

2 この要綱の施行に伴い、山口県食料産業・6次産業化補助金(6次産業化の推進)交付要綱(平成30年7月25日付け平30ぶちうま推進第183号。以下「旧交付要綱」という。)は廃止する。

この場合において、この通知による廃止前の旧交付要綱の規定に基づき、令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年(2023年)7月14日から施行し、令和5年度に実施する事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年(2024年)7月26日から施行し、令和6年度に実施する事業から適用する。

別表(第3条、第8条関係)

区 分	経 費	事業実施主体	補 助 率	軽 微 な 変 更
1 農山 漁村発 イノベ ーショ ン推進 支援事 業補助 金	<p>実施要領別記2-1に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>1 農山漁村発イノベーション推進支援事業</p> <p>(1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>(2) 新商品開発・販路開拓の実施</p> <p>(3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組</p> <p>(4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組</p> <p>(5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p>	<p>(1)～(4) 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町、市町協議会、特認団体</p> <p>(5) 農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特</p>	<p>(1)～(4) 1/2</p> <p>事業実施期間における助成額の上限は500万円とする。ただし、事項(1)から(4)までの取組のうち、いずれか1つあるいは複数の取組を実施する場合にあっても、500万円とする。</p> <p>事項(5)の取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が500万円を超えないこととする。</p> <p>事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、併せ行うソフト対策に対する助成額よりも低い額とする。</p> <p>(5) 定額</p> <p>事業実施期間における助成額の上限は、500万円とする。</p> <p>事項(1)から(4)までの取組と併せ行う場合に</p>	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>(1) 事業の新設又は廃止</p> <p>(2) 事業実施主体の名称の変更</p> <p>(3) 交付対象経費の減額(実施要領の別記2-1の第4の3に掲げる不用額の発生が確実に限る。)</p>

		定非営利活動法人、 企業組合、事業協同 組合、市町、市町協 議会、特認団体、コン ソーシアム	っては、助成額の総額が 500万円を超えないこと とする。	
2 農山 漁村発 イノベ ーション 整備 事業補 助金	実施要領別記2-3に基 づいて行う事業に要する経 費 1 産業支援型 (1) 農林水産物の加工、流 通、販売等のために必 要な施設 (2) 総合化事業又は農商 工等連携事業の取組 に不可欠な農林水産 物等の生産を自らが 行うために必要な施 設等 (3) 食品等の加工・販売の ために必要な施設	(1)～(2) 農林漁業者 の組織する団体 ただし、実施要領別 記2-3第3の1(1) の要件を満たすこと (3) 中小企業者 ただし、実施要領別 記2-3第3の1(2) の要件を満たすこと	定額（事業費の3/10以 内（実施要領別記2-3 の第3の3(1)の補助額 算定補助率において、た だし書に掲げる取組にあ っては、事業費の1/2以内 ）。 ただし、事業実施主体 に交付する補助金の額は 実施要領別記2-3第3 の3(2)及び(3)において 定める方法により算定さ れた額） なお、補助対象事業費 に充てる資金は、実施要 領別記2-3の第3の2 に掲げる機関が資金の貸 付又は出資（以下「貸付等 」という。）を行う資金及 び法律又は地方公共団体 の条例等に基づいて貸付 等を行う資金とする。	次に掲げる変更以 外の変更 (1) 事業の新設又 は廃止 (2) 事業実施場所 の変更 (3) 事業実施主体 の名称の変更 (4) 事業費の3割 以上の増減

(注1) 「六次産業化・地産地消法」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）をいう。

(注2) 「農商工等連携促進法」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）をいう。

(注3) 食料産業・6次産業化整備交付金の交付対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。